

平成 29 年度事業計画書

(公財) 三重県生活衛生営業指導センター

平成29年度事業計画

平成28年度の我が国経済を振り返りますと、アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、個人消費や民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠き、生衛業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続きました。

政府は、平成29年度の経済財政運営にあたっては、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本として、名目GDP600兆円経済の実現と2020年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指しています。

そのため、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含めあらゆる政策を総動員し、雇用・所得環境の改善、経済好循環の進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれるとしており大いに期待するところであります。

しかしながら、アメリカがトランプ政権移行後、TPP離脱を表明し、為替や貿易関税等の見直しを進めており、今後日本経済の減速も懸念されます。

三重県におきましては、昨年5月に「伊勢志摩サミット」が開催され、当指導センターは「伊勢志摩サミット三重県民会議」の一員として、「衛生に関する研修」や「おもてなし研修」などを開催し、安全で安心な食やサービスの一層の推進に努めました。三重県は、平成29年度は、「幸福実感日本一」をめざし、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めるために、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に基づき、様々な施策や事業に取り組むとしております。その基本理念の実現に向けて、「守る（命と暮らしの安全・安心）」、「創る（人と地域の夢や希望）」、「拓く（強みを生かした経済の躍動）」の三つの政策体系を定めています。その政策を実現するための様々な施策を確認したところ、私達生衛業の安全で安心な食やサービスの提供と生衛業の振興が不可欠なものとなっています。

平成29年4月21日（金）から5月14日（日）に「全国菓子博覧会」が三重県において開催されます。昨年の「伊勢志摩サミット」で培った成果をためず絶好の機会であり、新たなビジネスチャンスでもあります。国内外の多くの観光客から三重県の「おもてなし」は素晴らしいと思って頂けるよう外国語表記の更なる拡充やメニュー・サービス等の一層の充実に努めていくことが重要であります。

当指導センターは、今年度も昨年に続き、①「衛生水準確保・向上事業」—11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の周知広報

や組合活動の活性化に取り組む②「地域活性化連携事業」―地域の福祉の向上及び活性化に生衛業者が連携して取り組む事業に積極的に取り組んでいきます。

また、生衛業界の衛生面及びサービス面の更なる向上に資するため諸策を講じていくこととします。

そのためにも、県、保健所等の行政機関との連携を一層強め、情報を早く察知し、タイムリーで適切な組織運営を行っていきたいと考えております。

また、生衛業のみなさんが低利で融資が受けられるよう日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付（衛経貸付）に対する市町の利子補給制度創設拡大についても、引き続き取り組んでまいります。

平成29年度の主な事業

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 指導センターの企画運営に関する事業2 生活衛生関係営業の振興を図る事業3 地域の健康・福祉対策を推進する事業4 消費者の利益を守る事業 |
|--|

I 指導センターの企画運営に関する事業

- (1) 評議員会、理事会等の適宜開催と適正な運営
- (2) 「せいえいみえ企画振興委員会（SKS）」活動の充実
- (3) 行政機関等との緊密な連携による事業の展開
- (4) 全国会議（理事長会議、事務局代表者会議、実務担当者会議等）及びブロック経営指導員会議への出席
- (5) 事業の推進に必要な会議の運営
- (6) 各生活衛生同業組合との緊密な連携

II 生活衛生関係営業の振興を図る事業

生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）を営む者に対し、融資・経営・衛生面等の指導の充実を図り、生衛業の振興・発展と県民の安全で安心な暮らしをサポートする。

このため、融資・経営・衛生等の相談、情報化整備、後継者育成等の各事業並びに研修を行うとともに市場調査等受託調査事業を行う。

また、三重県の生衛業の振興・発展を図るために機関紙の発行を行う。

1 生活衛生営業相談指導事業

当指導センターに国の設置要綱に基づく生活衛生営業経営指導員を配置し、生衛業者からの衛生・融資・税務・労務管理等の相談対応・指導を行うとともに、適宜巡回相談を行い、更に毎月1回ずつ四日市市と伊勢市において移動相談を行う。これらの相談において、随時、中小企業診断士が対応する日を設ける。また、県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の研修会及び衛生・税務等に関する研修会を開催する。

(1) 営業相談室事業（当指導センター相談コーナー）

生活衛生営業経営指導員が生衛業者からの衛生・融資・税務・労務管理等の相談を受け、指導助言を行う。

(2) 巡回相談の推進

県内の生活衛生同業組合の支部長や特別相談員等の店舗を積極的に訪問し、情報の収集及び還元に努め、きめ細かな経営相談等に努めます。

また、これまで取組が不十分であった遠隔な地域（名張・伊賀地区尾鷲・熊野地区など）にも積極的に巡回します。

(3) 移動相談の充実

遠隔地の相談者の利便を図るため、次のとおり移動相談室を設置します。

*三重県四日市庁舎 原則として毎月第1木曜日（年12回）

（29年5月、11月、30年1月は第2木曜日）

*三重県伊勢庁舎 原則として毎月第1金曜日（年12回）

（29年5月、11月、30年1月は第2金曜日）

ア 相談指導顧問（中小企業診断士）の設置

専門的な経営相談に応じるため、年6回（指導センター事務所 2回、四日市庁舎 2回、伊勢庁舎 2回）中小企業診断士が対応する相談日を設けます。

(4) 経営特別相談員研修

県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の研修（融資、衛生、経営等）を年1回開催する。

<開催予定日>

平成29年7月24日（月）津市

(5) 税務研修会の開催

生衛業者の税務知識の向上、県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の税務知識向上を図るため年1回開催する。

<開催予定日>

平成30年1月22日（月）津市

また、法改正等に伴う税務研修をタイムリーに実施する。

(6) 生活衛生貸付の融資相談

日本政策金融公庫（国民生活事業）と連携を密にした的確な相談指導と迅速な事務処理を行い円滑な資金導入に努めます。

- ① 一般貸付についての融資相談及び指導助言
- ② 同業組合の振興計画に基づく振興事業貸付の指導助言・推進
- ③ 生活衛生改善貸付の適正な推進と指導助言
- ④ 利子補給制度の促進

2 生衛業情報化整備事業

（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国指導センター」という。）とのネットワーク等との連携により、生衛業に関する経営指標・各種統計資料・公庫融資制度・苦情処理事例等の情報を整備し、利用者または消費者に役立つ情報の提供を行うとともに機関紙「せいえいみえ」を発行する。

また、三重県指導センター独自の情報伝達ネットワーク「せいえい三重ネット・ネット」の登録者数の拡充を図り、食中毒警報・ウイルス注意情報等のタイムリーな情報提供に努める。

- (1) 全国指導センターとのネットワーク等による情報の収集、提供を行うとともにホームページの適切な運用管理、お知らせページの充実に努めます。
- (2) 三重県消費生活センター等との日頃の連携を強化し、引き続き情報交換会議の開催及び消費者等との意見交換会を開催する。
- (3) 「せいえい三重ネット・ネット」登録事業所を計画的に増やし、ネットワークの拡充に努める。

3 後継者育成支援事業

生衛業が直面している後継者問題に取り組むため、当指導センターに後継者育成支援協議会および後継者育成支援検討会を設置し、必要に応じて開催するとともに、関係団体と連携して後継者育成支援に取り組む。

モデル事業として、中高生等に対して課外授業もしくは出前授業を行い後継者の育成に取り組むとともに、県の「インターンシップ受入事業所」

への登録を促進し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図る。

- (1) 課外授業の開催もしくは出前授業の支援
- (2) インターンシップ受入登録店の推進
- (3) 日本政策金融公庫との共催により「人材育成セミナー」等を開催し、次世代を担う若手経営者・組合員の活動を支援する。

4 衛生水準確保・向上事業

- (1) 衛生行政推進における重要な社会基盤である生衛組合による講習・研修会の開催を推進する。
- (2) 県内各生活衛生同業組合が、「生活衛生同業組合活動推進月間」(11月)を軸として進める生衛組合の周知広報や組合活動の活性化への取り組みを支援する。

5 調査受託事業

生衛業の経営の健全化と融資制度の充実等に資する基礎資料を得るための調査として、全国指導センターの委託を受け、生活衛生関係営業の経営状況調査等の市場調査事業を実施する。

6 政府要請研修会の開催

内閣府から厚生労働省を経て開催要請のある「最低賃金引上げ・厚生年金適用促進事業」に係る研修を実施する。

Ⅲ 地域の健康・福祉対策を推進する事業

生衛業の特徴を活かして地域の健康増進、福祉の向上を図ることにより、生衛業の振興・活性化、経営の安定化を図り、生衛業の地域社会への貢献を促進する。

1 生衛業健康福祉対策促進事業

衛生管理・健康増進・アレルギー対策・バリアフリー等について講習・研修を開催するなどして衛生管理への注意喚起、ヘルシーメニュー店登録及び店舗のバリアフリー化を促進する。

(1) 衛生推進事業

- ア 食中毒警報等衛生面に配慮すべき情報を随時周知する。
- イ 保健所と生活衛生同業組合との衛生面等に関する情報交換会を開催

する。

＜開催予定日＞

① 津保健所	29年10月 3日 (火)
② 四日市保健所	29年10月 5日 (木)
③ 伊勢保健所	29年10月 6日 (金)
④ 桑名保健所	29年10月16日 (月)
⑤ 鈴鹿保健所	29年10月17日 (火)
⑥ 松阪保健所	29年10月23日 (月)
⑦ 伊賀保健所	29年10月24日 (火)
⑧ 熊野保健所	29年10月30日 (月)
⑨ 尾鷲保健所	29年10月31日 (火)

ウ 日本公庫の各支店、県内全保健所等に業界案内のパンフレット等を
配備するとともに、融資相談や許可申請時等に配布し、組合加入のメ
リット等について周知体制の整備に努める。

(2) 健康増進事業

ア 生衛業者及び一般市民を対象とした衛生管理、食育・アレルギー対
策等の講習会・研修会を開催する。

イ 飲食店等におけるヘルシーメニュー・カロリー表示登録店を推進す
る。

(3) 受動喫煙防止対策への取り組み

国が進める受動喫煙防止対策への的確な対応と生活衛生関係業者へ
の支援について、日本政策金融公庫及び日本たばこ産業（株）等と協働
してこれに当たる。

(4) 地域活性化連携事業

地域の福祉の向上及び活性化に地域の生衛業者が連携して取り組む地
域活性化事業への取り組みを促進し、これを支援する。

2 災害時における支援事業

平成25年度、県と締結した「災害時帰宅困難者支援協定」をベースとし
て、生衛業の有する人的・物的・技術的資源を活かした県の災害復旧支援
体制の構築を検討する。

3 地域貢献事業

SKS 委員会を中心に、地域環境の美化と各生衛組合員の交流を兼ねて、
平成27年度から取り組んでいる「海岸一斉清掃活動」を継続して行う。

IV 消費者の利益を守る事業

消費者・利用者の利益を守るため、苦情相談への対応を検討するとともに消費者・県消費生活センター等から意見・要望を聞き取り、提供する業務内容の一定水準の確保及び質の向上、賠償制度の導入・拡大を図る。

1 消費者等との意見交換事業

- (1) 平成 25 年度から開催した消費者団体代表、学識経験者及び県消費生活センター他行政関係者と各生衛組合代表による意見交換・連絡会議を開催し、消費者の生の声を吸収し事業に活かす。

～参考～

<28 年度消費者懇談会委員>

三重県市町消費者団体会長、日本赤十字三重支部前事務局長、マスコミ役員、県消費生活センター消費生活班班長、県健康福祉部食品安全課生活衛生班班長他

- (2) 平成 24 年度から参画した三重県消費生活センター所管の「みえ・くらしのネットワーク」との連携を強化し、消費者とサービス提供者に係わる各種情報の交換を行う。

2 クリーニング師等研修・業務従事者講習事業

クリーニング業法で受講が義務付けられているクリーニング師研修及び業務従事者講習（通信教育）を研修機関として三重県知事の指定を受けた全国指導センターからの受託事業として実施する。

県及び組合と協働連携し、各保健所が管理するクリーニング所の台帳の整備を進めるとともに、受講促進の啓発を行い、低迷する受講率の向上に努める。

3 標準営業約款登録事業

消費者のより強い信頼を得るために作られた制度であり、公庫融資においても、登録事業所については、より低利な優遇措置がとられている。

安全・安心・清潔な生衛業の店舗が普及し、利用者や消費者の利益が確保されるように、厚生労働大臣が指定する理容業・美容業・クリーニング業・麺類業及び一般飲食業ごとに営業方法や取引条件を定め損害保険に加入することを条件に、全国指導センターが厚生労働大臣の認可を得て作成した標準営業約款について、登録店の募集・登録・更新を行う。

- (1) 消費者の登録店利用を促進するために街頭啓発を行う。
- (2) 登録加盟店の維持・拡大のための関係者協議会・勉強会を開催する。

4 環境衛生営業振興助成交付金事業

旅館ホテル組合及び飲食業組合が全国大会を実施する場合に、その事業に協賛して連合会が実施する事業に対して50万円ずつ補助する財源として管理する。

(以上)